

## 〈外来感染対策向上加算について〉

患者様が安心できる医療を提供するため当院は厚生労働省が定める外来感染対策向上加算の基準を満たし、2024年8月より当該診療報酬の算定を開始いたします。

外来感染対策向上加算は、組織的な感染防止策につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局に届け出た保健医療機関（診療所に限る）において診療を行った場合、受診されたお一人につき月1回に限り所定点数を加算できるものです。

また、感染防止策を講じた上で診察を行った場合に「発熱患者等対応加算」として、月1回に限り所定点数を加算させていただきます。

当院は、発熱・その他感染症を疑う様な症状を呈する患者様は、感染防止策を講じ導線を分けて診察を行っております。平時からの感染防止策の実施や、地域の医療機関等が連携して実施する感染対策へ参画することにより外来診療時の感染防止策をより強化していきます。ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。